

障害者を取り巻く法律を考える

～ 障害者参画条例制定に向けて～

なぜ、いまだに障害者が必要とするサービスが十分に提供されないのでしょうか。それは、法律や条例をつくる段階で、障害者自身の生の声を取り入れられないことが大きな原因になっています。既存の法律の中から、悪い例として「障害者自立支援法」、比較的うまくいっている例として「バリアフリー新法」を取り上げて、宝塚での障害者参画条例制定の可能性を考えてみたいと思います。

1 障害者自立支援法 - 地域移行を検証する -

日時 2007年9月15日(土) 13時30分～16時30分

講演1 テーマ「障害者自立支援法で自立はできるのか？」

講師 玉木幸則さん(NPO法人メインストリーム協会)

講演2 テーマ「相談支援から見える地域移行」

講師 中山猛さん(宝塚市障害者自立生活支援センター)

対談 テーマ「地域生活支援事業で何ができるの？」

玉木幸則さん、中山猛さん、中山君江(NPO法人とことこ)

2 バリアフリー新法 - 市民参加の示したもの -

日時 2007年10月13日(土) 13時30分～16時30分

講演 テーマ「バリアフリー新法」

講師 三星昭宏さん(近畿大学理工学部教授)

報告 テーマ「宝塚での市民参加の街づくり」

報告者 中野武さん(JR宝塚駅橋上化推進協議会)

対談 テーマ「福祉輸送サービスは社会参加を促すか」

三星昭宏さん、井上きよしさん(宝塚市議会議員)、中山猛さん、坂上正司

3 障害者参画条例制定に向けて

日時 2007年11月24日(土) 13時30分～16時30分

講演 テーマ「千葉県差別禁止条例に学ぶもの」

講師 北野誠一さん(東洋大学教授)

対談 テーマ「なぜ、今、市民参加なの？」

北野誠一さん、松藤聖一さん(宝塚市職員)、坂上正司

場所 宝塚市総合福祉センター・大ホール(宝塚市安倉西2-1-1)

JR/阪急「宝塚駅」から阪神バス「宝塚市総合福祉センター前」下車

阪急「逆瀬川駅」から阪急バス「総合福祉センター」下車

参加費 各回600円(資料代として)・前売り(8月20日～)各回500円

申込み 障害者情報クラブ事務局(ILセンター気付:電話・FAX0797-82-2233、SJCIL@hotmail.co.jp)

後援・宝塚市、宝塚市社会福祉協議会、宝塚市身体障害者福祉団体連合会

手話通訳・要約筆記設置

今年になって、私の周辺では事業所の撤退の話がいくつか聞かれました。C社のように参入当初から経営体質に問題があったところは別として、ほとんどの事業所はまじめに経営していたはずです。昨年十月に障害者自立支援法が本格施行され、単価の低い重度訪問介護等のサービスの提供事業所が激減しました。サービスを提供したくても、それをやればやるほど赤字になるようなことでは、誰もやり手がいないでしょう。また、自治体はできるだけ腹が痛みにくい重度訪問介護を勧めるケースもある（宝塚では今のところないようですが・・・）ようで、利用者も使いやすく、支給量（時間数）が確保しやすい同制度を選択する場合も多いようです。それならば支給決定をした自治体は、サービス単価を上乗せしてでも事業所確保に努める責任があります。しかし、自らの決定に責任を持つとする自治体はありません。付け焼き刃の負担軽減策では根本的な問題解決には繋がりません。国に対して、このような問題点の改善を訴えられない自治体は、自らその責務を放棄していることとなります。そして、そのツケを命がけで背負わされているのはわたしたち障害者なのです。「格差社会」が叫ばれて数年になります。安倍政権は「ワーキング・プア」という造語までつくって、「格差」＝「貧困」という問題のすり替えをおこなおうとしています。「貧困」であるなら生活保護、雇用を改善すればよいと考えているようです。しかし、失われた十年の根幹となった構造的な問題は全く解決していません。二十年前と同じ鉄鋼業が日本のファンダメンタルを支えているという現実が、何も変わっていないことを物語っています。先の DPI アピールにもあったように、「格差」問題は「社会保障の危機」であるという認識を国民が、少なくともわたしたち障害者自身が持つ必要があります。

また、障害者の権利性を「市民のモラルに訴える時代は終わった」ことをはっきりと認識させられたのは、「東横イン」偽装問題でした。まず、いくら制度を作っても、厳しい罰則規定がなければ、確信を持って法令遵守する気のないものには何の抑止力にもならない、そして、公務員はチェック機能を果たしていないということがわかってきました。そのような流れの中、「交通バリアフリー法」施行から、「ハートビル法」と合わせた「バリアフリー新法」制定の一連の動きの中で見られた「障害当事者参加」による計画策定と「市民によるチェック機能」は光を放っているように見えます。

さて、世界に目を向けると、昨年末に国連で「障害者の権利条約」が採択されました。同条約では、障害を理由に「合理的配慮を欠く」状況はすべて差別とすると明文化されています。ある意味で、国際社会が障害者に人権があることを漸く認識した瞬間であるとも言えます。しかし、国際条約というものは、関係国が国内法を条約に反しないように整備しなければ批准できません。障害者差別禁止法がすでに存在する欧米の先進国やアジアでもタイやお隣の韓国のような国では、国内法とすりあわせる程度で比較的簡単に批准できるでしょうが、障害者の権利性を謳った法律のない日本では批准への道は遠いかも知れません。ただしその近道は確かに存在します。それは地方自治体レベルで次々と障害者の権利性に裏打ちされた障害者参画条例をつくっていくことで、批准への気運を盛り上げていくことです。

そういう意味を含めて今年には法律を考える三回シリーズの連続セミナーを企画しています。一回目は、障害者抜きで決められ、その権利性も踏みにじられた悪法「障害者自立支援法」を悪い例として、二回目は、国会で障害当事者が証言してつくり、また障害当事者参画のスキームも明文化された「バリアフリー新法」を良い例として、三回目は、国内初の障害者権利条例である「千葉県障害者差別禁止条例」を先進事例として取り上げ、宝塚市での障害者権利条例制定へのはずみにしたいと考えています。（代表 坂上正司）